スパイ防止関連2法案の全体像

1. 防諜に関する施策の推進に関する法律案 — 防諜に関する施策を総合的に推進し、我が国及び国民の安全を確保 —

諜報等・防諜の定義

- ① 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の不当な活動であって、 我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの
- ② 虚偽の情報の発信その他の不当な方法により我が国における公職の選挙、国民投票その他の投票又は国若しくは地方公共団体の政策決定に 不当な影響を及ぼす活動であって、直接又は間接に、我が国及び国民の安全を害し、又は害するおそれのあるもの

基本理念

_{ジェラ} **諜報等 =**

- ・防諜に関する施策は、国際情勢の変化・情報通信技術等の活用の進展に的確に対応することを旨として行われなければならない。
- ・防諜に関する施策の策定・実施に当たっては、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。
- ・何人も、諜報等を行い、又はこれを助けてはならない。

国の責務等

- ・国・地方公共団体の責務
- 自らの事務・事業に関し防諜のための措置を実施 国:防諜に関する施策を総合的に策定・実施
- 関係行政機関の連携・協力
- 地方公共団体:国の施策への協力
- ・事業者の努力
- ・国際的な連携の強化
- ・防諜基本方針の策定(閣議決定)
- 防諜の意義、施策の基本的方針、配慮事項等 防諜に支障ない範囲で公表、約3年ごとの見直し
- ・国会に対する年次報告

基本的施策

- ・国民の理解と関心の増進 防諜に関する教育・啓発の推進
- ・研究開発の推進等 情報通信技術等の研究開発・ 実証の推進
- 人材の育成・確保
- 防諜に係る専門的な知識・技術 を有する人材の育成・確保
- ・諸外国の実態の調査等 諸外国の防諜の制度・体制・ 運用等の実態の調査等

集中的に講ずべき施策

- 外国から指示等を受けた者が行う活動の透明性を確保するため、事前の届出・
- 定期的な報告を義務付け(違反時は処罰)
- ⇒ 制度創設のための法制上の措置を政府に義務付け(施行後2年以内)
- ・外国による公職の選挙等に不当な影響を及ぼす行為等に関する罰則の整備
- 諜報等に対する罰則(実行の着手前の行為の処罰を含む)の整備
- ⇒検討・その結果に基づく法制上の措置を政府に義務付け(施行後2年以内目途)

・内閣情報調査局の設置

防諜に関する情報集約・関係機関への提供の事務等を所掌事務に追加 ⇒ できるだけ早期に設置することとし、検討・法制上の措置を政府に義務付け

・外国による活動の透明性確保のための制度の創設

- ・防諜に関する施策の策定及び実施の適正の確保
- 政府による施策を監察する機関の設置等
- ⇒ 検討・その結果に基づき可能な限り早い時期の措置を政府に義務付け

内閣情報調査室を内閣情報調査局に格上げ(国家安全保障局と同格を想定)

対外情報庁の設置に向けた検討

外交・(経済) 安全保障・危機管理等に関連する国外の情報の収集・分析を実施する上 で中心的な役割を果たす新たな行政組織の設置の検討・必要な措置を政府に義務付け

2. 特定秘密保護法・重要経済安保情報保護活用法の一部改正法案

防 諜 = 諜報等(①・②)であって外国により行われるものによる悪影響を防止すること。

適性評価の在り方の見直し

調査事項として①・②を明記

- ① 評価対象者の国籍(過去の国籍を含む)
- ② 外国渡航・外国居住歴その他の外国との関連性
- 政府による検討
- ・独立公正な立場の機関による評価の実施
- ・政務三役等(総理を除く)に対する評価の実施 ・ 所属歴のある法人・団体についての調査の実施
- 「外国」への漏えいの加重処罰等 特定秘密・重要経済安保情報(特定秘密等)を
 - ① 外国の利益を図る目的等で
 - ②「外国」(外国政府等又はその情報収集活動に 協力する者)に対して漏らした場合
- ⇒ 取扱業務者・業務知得者の漏えいを加重処罰 ⇒ 不正取得者の漏えいを不正取得罪より重く処罰
- ⇒ 上記以外の者の漏えいの罰則を創設

毀棄罪の創設 外国の利益を図る等の目的で、財物の損壊、施設への侵入、不

を記録する文書等を毀棄した者の罰則を創設

政府による検討

一 適性評価の在り方の見直し・「外国」への漏えいの加重処罰等・毀棄罪の創設等 ―

特定秘密等の漏えい等の捜査における通信傍受の検討

正アクセス行為等の情報の管理を害する行為により、特定秘密等

・公益通報に伴う漏えい行為の刑事上の責任の在り方の検討